

設置年月日	昭和50年12月19日																																						
設置法令等	長崎県立少年自然の家条例（昭和48年12月25日）																																						
設置目的	恵まれた自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、設置する。																																						
利用対象者等	利用対象者：特に制限なし 開業時間：午前9時～午後5時（ただし宿泊者があれば、この限りではない） 休業日：毎週月曜日（利用予約があれば開業）及び12月28日～1月5日（年末年始休業日）																																						
施設内容	敷地面積：25,895㎡、建物面積：2,727㎡ 主な施設：本館、体育館、キャンプ場、芝生広場、アスレチック 宿泊定員：200名																																						
施設の利用 料金体系	◎利用料金表																																						
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="5">宿泊棟</td><td>小中学生</td><td rowspan="5">1人1泊</td><td>¥ 100</td></tr><tr><td>青年</td><td>¥ 310</td></tr><tr><td>営利団体(小中)</td><td>¥ 310</td></tr><tr><td>営利団体(その他)</td><td>¥ 1,340</td></tr><tr><td>上記以外の者</td><td>¥ 720</td></tr><tr><td rowspan="5">テント</td><td>小中学生</td><td rowspan="5">1時間</td><td>¥ 50</td></tr><tr><td>青年</td><td>¥ 210</td></tr><tr><td>営利団体(小中)</td><td>¥ 210</td></tr><tr><td>営利団体(その他)</td><td>¥ 510</td></tr><tr><td>上記以外の者</td><td>¥ 310</td></tr><tr><td>プレイホール</td><td></td><td>1時間</td><td>¥ 210</td></tr><tr><td>研修室</td><td>大研修室</td><td>1室1時間</td><td>¥ 100</td></tr></table>			区分		単位	金額	宿泊棟	小中学生	1人1泊	¥ 100	青年	¥ 310	営利団体(小中)	¥ 310	営利団体(その他)	¥ 1,340	上記以外の者	¥ 720	テント	小中学生	1時間	¥ 50	青年	¥ 210	営利団体(小中)	¥ 210	営利団体(その他)	¥ 510	上記以外の者	¥ 310	プレイホール		1時間	¥ 210	研修室	大研修室	1室1時間	¥ 100
	区分		単位	金額																																			
	宿泊棟	小中学生	1人1泊	¥ 100																																			
		青年		¥ 310																																			
		営利団体(小中)		¥ 310																																			
		営利団体(その他)		¥ 1,340																																			
		上記以外の者		¥ 720																																			
	テント	小中学生	1時間	¥ 50																																			
		青年		¥ 210																																			
営利団体(小中)		¥ 210																																					
営利団体(その他)		¥ 510																																					
上記以外の者		¥ 310																																					
プレイホール		1時間	¥ 210																																				
研修室	大研修室	1室1時間	¥ 100																																				
◎減免基準（県立青少年教育施設共通事項）																																							
<table><tr><th></th><th>区分</th><th>減免額</th></tr><tr><td>1</td><td>県又は県教育委員会(県立青少年教育施設)が主催・共催による事業等を無料で開催するとき</td><td>全 額</td></tr><tr><td>2</td><td>幼稚園・小学校・中学校・高等学校が学校行事として行う宿泊体験学習等で利用するとき</td><td>全 額</td></tr><tr><td>3</td><td>障害者(身体障害者・知的障害者)及び介護者が、青少年教育施設(宿泊型)を利用するとき</td><td>全 額</td></tr><tr><td>4</td><td>各指定管理者が公益上その他特別の理由があると認めたとき</td><td>全額 又は5割</td></tr></table>				区分	減免額	1	県又は県教育委員会(県立青少年教育施設)が主催・共催による事業等を無料で開催するとき	全 額	2	幼稚園・小学校・中学校・高等学校が学校行事として行う宿泊体験学習等で利用するとき	全 額	3	障害者(身体障害者・知的障害者)及び介護者が、青少年教育施設(宿泊型)を利用するとき	全 額	4	各指定管理者が公益上その他特別の理由があると認めたとき	全額 又は5割																						
	区分	減免額																																					
1	県又は県教育委員会(県立青少年教育施設)が主催・共催による事業等を無料で開催するとき	全 額																																					
2	幼稚園・小学校・中学校・高等学校が学校行事として行う宿泊体験学習等で利用するとき	全 額																																					
3	障害者(身体障害者・知的障害者)及び介護者が、青少年教育施設(宿泊型)を利用するとき	全 額																																					
4	各指定管理者が公益上その他特別の理由があると認めたとき	全額 又は5割																																					
類似施設の 設置状況	<table><tr><td>施設名称</td><td>長崎県 世知原少年自然の家</td><td>佐賀県 黒髪少年自然の家</td><td>宮崎県 むかばき青少年自然の家</td></tr><tr><td>設置年度</td><td>S50</td><td>S50</td><td>S58</td></tr><tr><td>定員</td><td>200名</td><td>210名</td><td>200人</td></tr><tr><td>H28利用者数</td><td>25,501</td><td>25,153</td><td>35,394</td></tr><tr><td>指定管理者制度 導入時期</td><td>平成18年4月1日</td><td>平成18年4月1日</td><td>平成18年4月1日</td></tr><tr><td>H29県負担金額 単位：千円</td><td>41,256</td><td>55,016</td><td>75,086</td></tr></table>			施設名称	長崎県 世知原少年自然の家	佐賀県 黒髪少年自然の家	宮崎県 むかばき青少年自然の家	設置年度	S50	S50	S58	定員	200名	210名	200人	H28利用者数	25,501	25,153	35,394	指定管理者制度 導入時期	平成18年4月1日	平成18年4月1日	平成18年4月1日	H29県負担金額 単位：千円	41,256	55,016	75,086												
	施設名称	長崎県 世知原少年自然の家	佐賀県 黒髪少年自然の家	宮崎県 むかばき青少年自然の家																																			
	設置年度	S50	S50	S58																																			
	定員	200名	210名	200人																																			
	H28利用者数	25,501	25,153	35,394																																			
	指定管理者制度 導入時期	平成18年4月1日	平成18年4月1日	平成18年4月1日																																			
	H29県負担金額 単位：千円	41,256	55,016	75,086																																			

県 予 算	区 分 (単位：千円)		平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (計画)
	財 源	国 庫					
		その他（使用料）			10	38	32
		一般財源	41,447	52,643	40,437	44,483	42,256
	事業費＜A＞		41,447	52,643	40,447	44,521	42,288
	内 訳	管理運営負担金	41,211	39,079	38,800	44,084	41,256
		その他（備品購入費、改修費）	236	13,564	1,410	437	1,032
		人件費＜B＞					
	合計＜C＝A＋B＞		41,447	52,643	40,447	44,521	42,288
	単位あたりコスト		1.6	2.1	1.6	1.7	

（説明）「当事業による一人あたりの施設利用費用」＝C÷（当事業によるH28施設利用人員：25,501人）

３．指定管理者の概要

指定管理者の 名称等	＜所在地＞	佐世保市烏帽子町376				
	＜名 称＞	特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会				
指定期間		平成 28 年4月1日 ～ 平成 33 年3月31日				
業 務		施設（設備）の維持・修繕等（ただし150万円を超える改修を除く） 利用団体の指導に関する業務、主催事業・施設事業に係る広報・PR活動、教育機関としての連携業務				
利用料金制		■ 導入済	未導入	選定方法	■ 公募	非公募

４．成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	① アンケート調査による利用者満足度			(目標値の根拠) ① 90%以上(指定管理者と協議のうえ設定) ② 25,200人(指定管理者と協議のうえ設定) ③ 100%(指定管理者と協議のうえ設定)		<29年度実施における変更点> 目標値の変更 ② 年間利用者数24,800人→25,200人			
	② 年間利用者数								
	③ 主催事業参加率								
	実 績			単位	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (計画)
	①	a	目標値		90	90	90	90	90
		b	実績値		97	96	98	99	
		c	達成率b/a	%	107	106	108	110	
	②	a	目標値		26,000	25,800	25,200	24,800	25,200
		b	実績値		25,877	24,982	24,360	25,501	
c		達成率b/a	%	99	96	96	102		
③	a	目標値		100	100	100	100	100	
	b	実績値		107	109	114	105		
	c	達成率b/a	%	107	109	114	105		
指定管理者の 収支状況		事業計画 (H 28)		平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (計画)	
		(千円)	実績－計画						
収 入	利用料金	2,374	15	2,797	2,468	2,421	2,389	2,651	
	県負担金	40,009	4,075	41,211	39,079	38,800	44,084	41,256	
	その他		0						
	計a	42,383	4,090	44,008	41,547	41,221	46,473	43,907	
支出b		42,365	2,543	41,082	38,226	40,289	44,908	43,897	
うち人件費		29,555	936	29,738	26,571	27,943	30,491	30,574	
収支a-b		18	1,547	2,926	3,321	932	1,565	10	
配置職員数 (人)		常勤 4 非常勤 3	常勤 非常勤	常勤 4 非常勤 3	常勤 4 非常勤 3	常勤 4 非常勤 3	常勤 4 非常勤 3	常勤 4 非常勤 3	

※この収支は指定管理者が行う管理運営にかかるものであり、この他に県が直接負担したものではありません。
「2 施設の概要」の「県予算」の「その他」がある。

5. 平成28年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計画	実績																													
	<指定管理者実施分> ①施設（設備）の維持修繕等 ②利用団体の指導に関する業務 ③主催事業に関する業務 ④施設事業に係る広報・PR活動 ⑤教育機関としての連携業務 <県実施分> ①業務の実施状況や管理経費等の収支状況の調査の実施 ②県全世帯広報誌、簡易電子申請システム、ツイッターによる広報活動を実施	<指定管理者実施分> ①協定書に基づき適正に実施された。 ②入所時の安全指導、滞在中の巡回等が適切に行われた ③事業計画書に基づいた積極的な事業展開が行われた。 また、事業内容の見直しも随時検討し、次年度以降の計画に活かされている。 ④募集要項、チラシ等を近隣小中学校へ配布したり、直接訪問し案内等を実施した。 また、ホームページでの事業案内など積極的な広報活動を行った。 ⑤小中高校の宿泊学習・教職員の研修の受入、市町教育委員会の各種事業との連携を図った。 <県実施分> ①適正に実施されていることを確認した。 ②県広報媒体を活用し広報活動を実施した。																													
	検証																														
	○管理運営状況については、協定書に基づき適正に実施された。 ○利用者数については25,501名で、目標である24,800名を達成することができた。 ○主催事業については定員に対する参加率109%で目標を上回ることができた。 ○施設利用者への満足度アンケートでは、99%が「良」という結果で目標を達成し、施設サービスが非常に高い評価を得た。																														
収支の状況	収支計画・実績																														
	<指定管理者実施分> (単位：千円)																														
	<table><tr><th>主な項目</th><th>計画</th><th>実績</th><th>増減理由・収支改善の取り組み等</th></tr><tr><td>収入 a</td><td>42,383</td><td>46,473</td><td></td></tr><tr><td> うち利用料</td><td>2,374</td><td>2,389</td><td>利用者数の目標を概ね達成することができたことにより利用料収入の計画を上回ることができた。</td></tr><tr><td> うち県負担金</td><td>40,009</td><td>44,084</td><td>管理費等の増</td></tr><tr><td>支出 b</td><td>42,365</td><td>44,908</td><td>概ね計画に準じた執行が行われた。</td></tr><tr><td> うち人件費</td><td>29,555</td><td>30,491</td><td>概ね計画に準じた執行が行われた。</td></tr><tr><td>収支 a-b</td><td>18</td><td>1,565</td><td>経費削減などの経営努力により収益が得られた。</td></tr></table>			主な項目	計画	実績	増減理由・収支改善の取り組み等	収入 a	42,383	46,473		うち利用料	2,374	2,389	利用者数の目標を概ね達成することができたことにより利用料収入の計画を上回ることができた。	うち県負担金	40,009	44,084	管理費等の増	支出 b	42,365	44,908	概ね計画に準じた執行が行われた。	うち人件費	29,555	30,491	概ね計画に準じた執行が行われた。	収支 a-b	18	1,565	経費削減などの経営努力により収益が得られた。
	主な項目	計画	実績	増減理由・収支改善の取り組み等																											
収入 a	42,383	46,473																													
うち利用料	2,374	2,389	利用者数の目標を概ね達成することができたことにより利用料収入の計画を上回ることができた。																												
うち県負担金	40,009	44,084	管理費等の増																												
支出 b	42,365	44,908	概ね計画に準じた執行が行われた。																												
うち人件費	29,555	30,491	概ね計画に準じた執行が行われた。																												
収支 a-b	18	1,565	経費削減などの経営努力により収益が得られた。																												
<県実施分> 県の負担金以外の支出の内訳は以下のとおり 備品購入費 437千円																															
	検証																														
	○利用者数及び主催事業参加率の目標を概ね達成できたことにより利用料収入の計画を上回ることができた。 ○収入確保と経費削減などの経営努力により収益を得ることができた。																														
指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価																															
(説明)			A																												
○利用者数については、目標を達成することができた。また、昨年度に引き続き、予約状況により休館日を変更して開館するなど利用者優先の運営が行われており、利用者の満足度も良好であるとのアンケート結果が得られている。 ○主催事業については、地元赤木地区での「ほたる鑑賞」や、地域に出向き「どんと焼き」等の行事を開催しており、地域に根ざした事業を展開している。地元企業に訪問するなどして、新入社員研修など新規の利用者の拡充のための取組も積極的に実施している。 ○収支面においては、利用者確保に向けた広報・PR活動を継続的に実施したことにより、一定以上の利用者が確保され、また細かな予算管理と徹底した経費節減が行われたことによって赤字とならない経営が維持できている。 ○以上のように、青少年を中心とした多くの県民に自然体験活動及び社会教育活動の場を提供することができ、設置目的に則した一定の成果が上がっていると思われる。 なお、安定した経営を図るため、今後より一層の増収の取組として、指定管理者制度の特色を活かし、大学や民間業者等との連携の強化や、利用料単価が高い青年や成人層利用者の更なる開拓などを行う必要がある。																															

6. 平成29年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容
○県内青少年教育施設間の連携強化 ・国立及び長崎市立を含めた県内青少年教育施設において、施設利用促進のための情報共有や各施設で取り組む事業を参考にするなど、県立の枠にとらわれない横断的な連携強化に努める。 ○新たな利用者団体の獲得及びリピーターの確保 ・今後、より柔軟な施設運営を実施し、県内及び県外のスポーツ団体による遠征時の拠点としての利用を推進することや、主催事業等の事前事後の広報活動などを行い、新たな利用者団体の獲得及びリピーター確保に努める。 ・また、前年度に「特別企画」として試行的に企画した事業の実績を検証しながら翌年度の主催事業へ反映している。 ○主催事業の見直し ・過去に行った主催事業の実施状況を見ながら、時期や対象者、料金設定などを随時見直し、参加率を高めるための検証に努め、新たな事業の創出や既存事業のリニューアルなどを行う。

7. 平成29年度事業の評価

指定管理者の行う管理運営等に関する評価	視点	評価	判定理由
	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	a	青少年の利用者が全体の65%。宿泊の利用者が全体の66%で推移しており、設置目的を果たしている。
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a	目的に則した利用料金設定と減免基準を設けており、住民の公平かつ平等な利用を確保している。
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a	利用者アンケートを実施し、利用者ニーズを取り入れたサービスの提供を行っており、アンケート結果も満足度が非常に高い。
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a	施設・設備の日常点検・定期点検は協定書に従って適切な管理が行われている。
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	a	利用者確保により収入の確保について努めている。
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a	経費削減により収益を上げている。また、定期的に予算執行状況を把握し、適切な予算執行に努めている。
(その他の観点) ※評価区分 (a:行われている b:一部行われていない c:行われていない)			

施設の在り方についての評価

視点	評価	理由	
必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	■ a.薄れていない b.一部薄れている c.薄れている	年間の利用者は2万5千人程度の人数で推移しており、学校等の宿泊学習も盛んに行われている。また一般の利用者へも自然体験活動の重要性などを認識させており、必要性は高いと思われる。
	・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	■ a.適応している b.一部適応していない c.適応していない	少子化により、主な利用者である児童・生徒が減少する中、地域の特性を活かした茶摘み体験や山登り等幅広い年齢層に対応できる事業等の展開により利用者数を維持している。
	・市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	■ a.適当（可能）でない b.一部適当（可能）でない c.適当（可能）である	地元市の財政状況等の理由により地元移譲の協議は慎重に行うべきである。
効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	■ a.得られている b.一部得られている c.得られていない	協定に定められた施設の維持管理、指導業務、主催事業等を実施し、ほぼ計画どおりの活動結果が得られている。
	・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	■ a.代えられない b.一部代えられない c.代えられる	社会環境に応じた柔軟性のある主催事業の展開、経費節減の実効性など指定管理者制度が有効に機能している。
有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	■ a.なっている b.一部なっていない c.なっていない	収支状況も安定し、良好な施設運営、サービスの提供を行っており、利用者の満足度も高い。
	・事業効果をさらに上げる余地はないか。	■ a.余地はない b.一部余地がある c.余地がある	大学や民間等との事業連携を図ることで、収入確保・利用促進の両面から改善が可能であると思われる。
(その他の観点)			
○施設の無償譲渡について、佐世保市からの要望は無い。 なお、地元市として青少年教育施設の必要性は認めながらも、市の行財政改革に基づき、市有施設の整理等を推進していることなどを理由に、今後も移譲について進展が見込まれるとは言い難い状況であるが、継続して地元自治体と協議していく。			
○今後、施設の設置目的や国、市町における類似施設等の設置状況を踏まえ、施設設置の意義や県民ニーズ、施設等の維持管理・更新などの長期的視点で、施設の必要性について検討を進めていく。			

8. 平成30年度事業の実施に向けた方向性

区 分	現状維持	改善	移管	廃止
(説明: 30年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)				
○指定管理者制度の特色を活かし、民間等への活動場所の提供や、連携した事業展開をさらに進めていく。また、県民のニーズをいち早く取り入れた魅力ある事業展開に取り組んでいく。				
○施設の利用料金、減免制度の一部見直しにより、より一層の収益性の確保に努めるとともに、利用者の利便性向上のための様々な措置を講じていく。				
○昨年度の指定管理の更新に際しては、社会的な課題に対応したプログラムの開発などを実施条件に盛り込んでおり、自然体験・生活体験・交流体験に関するプログラム、学校教育課程に対応したプログラム、社会的課題(いじめに立ち向かう力の育成、防災、子育て支援など)に対応したプログラムの開発・提供などに、国立諫早青少年自然の家と共同で引き続き取り組んでいく。				
(上段に加え、成果指標達成状況が「未達成」であるのに現状維持の場合はその理由を以下に記載)				